

公 示

下記のとおり企画競争参加者を募集します。

記

1 件名

令和3年度GFPグローバル産地港湾等連携輸出拡大委託事業(近畿農政局①)

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 下記6の提出期限の日において農林水産省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 複数の団体が本委託事業のために組織した共同事業体(民法(明治29年法律第89号)上の組合に該当する者。以下同じ。)による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体(以下「構成員」という。)の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書(又はこれに準ずる書類)(以下「規約書等」という。)を作成する必要があり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る企画競争の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。

なお、契約候補者に決定した場合は規約書等(写)を契約締結前までに提出すること。

また、代表者は、上記(1)から(4)までの要件に適合していること並びに代表者を除く他の構成員については、上記(1)、(2)及び(4)の要件に適合し、かつ、平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」を有していることが必要であり、共同事業体に参加する構成員は、本企画競争において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

3 契約候補者の選定方法

企画競争応募要領に基づき、提出された企画提案書等において審査を行い、契約候補者として1者を選定する。

4 応募要領の配布期間及び取得方法

- (1) 配付期間: 令和3年7月30日(金) ～ 令和3年8月23日(月)
- (2) 取得方法: 応募要領(実施要領、契約書案含む)は近畿農政局のホームページから入手すること。

5 説明会の開催

- (1) 開催日時: 令和3年8月6日(金) 午後1時
- (2) 開始場所: 近畿農政局入札室(本館地下1階)

6 企画提案書等の提出期限及び提出場所並びに提出方法

- (1) 提出期限： 令和3年8月23日(月) 正午
- (2) 提出先： 〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
近畿農政局経営・事業支援部輸出促進課(別館3階)
- (3) 提出方法： 原則、電子メールによる送付にするが、郵便・信書便又は持参による提出も可とする。
(FAXは不可)

※電子メールにより企画提案書等を提出する場合は応募要領の別添「電子メールを利用した書類の提出方法」を必ず確認の上、以下の宛先に送付すること。

メールアドレス： fumitaka_ota200/atmark/maff.go.jp

(注)スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているため、送信の際は「@」に変更して送信すること

※郵便・信書便による送付の場合は、書留郵便等、配達記録が残る方法で送付し、提出期限厳守のこと。

7 企画提案会の開催

- (1) 開催日時： 令和3年8月26日(木) 午後1時
- (2) 開催場所： 近畿農政局入札室(本館地下1階)

8 企画案の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の企画提案書等は無効とする。

9 その他

本公示に記載なき事項は、企画競争応募要領による。

以上公示する。

令和3年7月30日

支出負担行為担当官

近畿農政局長 大坪正人

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とひて、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)を御覧ください。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。